令和８年（フ）第６６８号
堺市中区深井中町3223番地５
破産者　合同会社たすけ
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和７年（フ）第４５９号
神戸市中央区東川崎町一丁目８番１号プロメナ神戸409
破産者　株式会社愛棋京蘭
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１５１号
奈良市法華寺町288番地の１　岡専アビタシオン305号
破産者　中井　元宜
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所破産係

令和７年（フ）第２５号
奈良県香芝市穴虫107－１
破産者　ＳＨＩＮ株式会社
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和７年（フ）第１２８号
岡山県赤磐市下市492番地１
破産者　有限会社寿屋タンス店
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第２６７号
岡山市南区妹尾3390番地７
破産者　株式会社西村建設
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第３９０号
岡山市東区瀬戸町江尻1929番地１
破産者　菱川創業株式会社
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１６６号
青森県下北郡東通村大字野牛字水上122番地１
破産者　有限会社レンサー
１　決定年月日　令和８年10月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所民事部破産係

令和６年（フ）第４１号
栃木県栃木市藤岡町都賀2478番地１
破産者　株式会社サランウイングサービス
１　決定年月日　令和８年10月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

令和８年（フ）第１２２号
群馬県伊勢崎市田中島町1479番地５
破産者　Ｇ－ｒｅｋ株式会社
１　決定年月日　令和８年10月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第１２９５号
東京都新宿区西新宿三丁目３番13号西新宿水間ビル６階
破産者　合同会社アイシステック
１　決定年月日　令和８年10月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１２９６号
東京都八王子市西片倉２丁目６番16号ラベニール502号
破産者　石井　秀武
１　決定年月日　令和８年10月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１０５９号
横浜市神奈川区松見町１丁目45番地５　メセナ妙蓮寺101
破産者　有限会社あいぜん
１　決定年月日　令和８年10月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１３７７号
横浜市中区本牧大里町36番27号
破産者　有限会社スタンド
１　決定年月日　令和８年10月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第５８０号
神奈川県厚木市中町４丁目14番６号パティオビル２階
破産者　株式会社明秀
１　決定年月日　令和８年10月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第６２号
岐阜県土岐市泉町久尻三十二丁目７番地
破産者　株式会社Ｇｅｎｅｒａｌ　Ｏｎｅ
１　決定年月日　令和８年10月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

令和８年（フ）第２５６号
静岡県浜松市中央区米津町2700番地
破産者　株式会社海泉フーズ
１　決定年月日　令和８年10月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第１号
三重県津市久居元町1940番地２　ベルハイツＢ－102、前住所三重県鈴鹿市東玉垣町1225番地の３　ビバリープレジア302
破産者　中越　正人
１　決定年月日　令和８年10月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

令和８年（フ）第６０４号
（最後の住所）京都市下京区西洞院通六条上る天使突抜四丁目483番地
破産者　亡山村　保相続財産
１　決定年月日　令和８年10月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第６５号
高知市介良乙３番地10
破産者　株式会社ｔａｐｏ．ｆａｃｔｏｒｙ
１　決定年月日　令和８年10月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

令和８年（フ）第４１号
長崎県東彼杵郡波佐見町志折郷1920番地
破産者　高島　英祐
１　決定年月日　令和８年10月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係